

## 義務付け・枠付けの見直し主要論点整理表

### <文部科学省関係>

#### — 目 次 —

○見直し困難又は更なる検討が必要との回答があったもの（地方要望 30 条項のうち 29 条項〔4 項目〕）

- ・ 学校の設置基準の条例への委任（学校教育法）…………… 1
- ・ 市町村立学校の学級編制の決定方法の見直し（義務標準法）…………… 3
- ・ 市町村立学校の教職員定数の決定方法の見直し（義務標準法）…………… 5
- ・ へき地手当の支給対象及び支給基準の条例への委任（へき地教育振興法）…………… 7
- ・ 認定こども園の参酌すべき基準等の見直し（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律） 8  
（厚生労働省との共管法であり条項数は厚生労働省に計上）

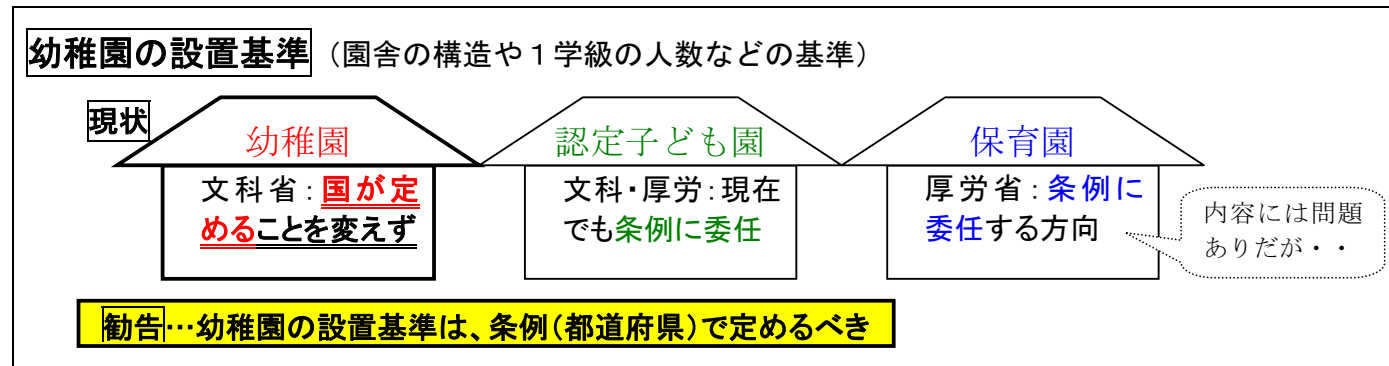
※資料中「府省回答の内容」及び「所管府省の考え方」は、所管府省からの回答を踏まえ、内閣府の判断で記載したものを。

## 学校の設置基準の条例への委任（学校教育法第3条）

文部科学省

現状	<p><b>学校の設備、編制等の設置基準</b>については、<b>国が基準を設定</b>（学校教育法に基づく幼稚園設置基準等で規定）                  ※対象は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の各設置基準                  （幼稚園の例）一学級の幼児数は35人以下、園舎は2階建以下、園舎の面積は180㎡（1学級の場合）等</p>	
勧告の内容	<p><b>学校の設置基準は、都道府県の条例で定める</b>（法律で条例に委任）。                  一学級の生徒数や教諭等の数については、国が「標準」（通常よるべき基準）を定めることは許容。                  その他の基準については、国が「参酌すべき基準」を定めることは許容。</p>	
地方の要望	<p>地方への権限移譲を含めて、基準を緩和すべき</p>	
府省回答の内容	<p><b>見直し困難</b></p>	
論点	<p style="text-align: center;"><b>所管府省の考え方</b></p> <p>①一定の教育水準や安全を保障するためには、国として国公立共通の最低限の基準を定める必要がある。                  （第3条は何が「学校」であるかを定める最低の基準に関する規定として学校教育法の根幹にかかわるもの。）</p>	<p style="text-align: center;"><b>コメント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての学校の設備や編制等の基準を国が画一的に定めるべきではない。</li> <li>・<u>条例制定の基準を国が示すことで、国の役割は果たせるはず。</u></li> <li>・<u>例えば、保育所や認定こども園の基準が条例に委任されるのに、幼稚園だけは条例に委任できないと言えるか。</u></li> </ul>

## 幼稚園の設置基準について



- 今回、厚生労働省から、保育園の基準について条例に委任（内容に課題はあるが・・・）することになったが、幼稚園だけが、基準を条例委任しないのは、バランスを欠く。

- 幼稚園、保育園、認定こども園の基準を、すべて条例に委任することで、一体的なサービス提供が可能となる。

幼稚園と保育園の基準が異なるままでは、認定こども園は推進できないのではないかと。都道府県のレベルで、整合性を持った条例ができれば、認定こども園の推進につながる。

※ 民主党政策集 INDEX2009 (抜粋)

「…幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省という二元行政を改め、幼稚園と保育所の一本化を推進する…」

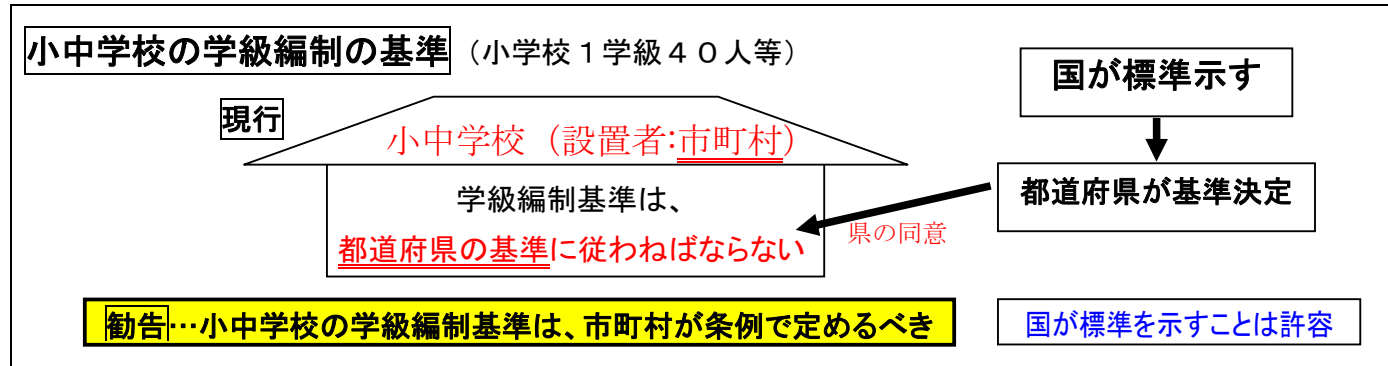
※ 認定こども園の政府目標 2011年度 2千件以上

2009.4.1 358件

## 市町村立学校の学級編制の決定方法の見直し（義務標準法第4条、第5条）

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級編制の基準については、<b>国の基準を標準として、都道府県が基準を設定</b>（標準法及び政令） （例）小学校1学級40人等</li> <li>・<b>市町村は、都道府県の基準に従い学級編制を行う</b>（都道府県教育委員会の同意協議が必要）。</li> </ul>	
<p>勧告の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級編制の基準は、国が示す基準を標準として、<b>学校を設置する自治体の条例で定める</b>（法律で条例に委任）。</li> <li>・市町村が学級編制を行う際の<b>都道府県教育委員会への「同意協議」は廃止</b>。</li> </ul>	
<p>地方の要望</p>	<p>県費負担教職員の教職員定数及び学級編制に関する権限等は、都道府県から市町村に移譲すべき。</p>	
<p>府省回答の内容</p>	<p><b>更なる検討必要</b></p>	
<p>論点</p>	<p>所管府省の考え方</p>	<p>コメント</p>
	<p>①義務教育水準の維持向上のため、全国的に統一して学級編制を定める必要がある。</p>	<p>⇒「標準」を国として示すことで、国の役割は果たせるはず。</p>
	<p>②学級編制や教職員定数の決定方法については、県費負担教職員の人事権・給与負担の移譲の議論とあわせて検討を行っているところ。</p>	<p>⇒学級編制については、給与負担の移譲等の議論とは切り離して検討ができるのではないかと。その際、学校の設置者たる市町村の決定権を拡大する方向で検討すべき。</p>
	<p>③教育環境整備法案や教育一括交付金（仮称）等の検討の中で教育条件整備全体の観点から検討を行う必要がある。</p>	<p>⇒<b>現時点で勧告どおりの措置を行う旨を明確にしても、検討には支障がないのではないか。</b></p>

小中学校の学級編制の基準について



- 小中学校の学級編制基準は、国の定めを「標準」として、都道府県教委が定めている。学級編制は、本来、市町村の権限であるが、実態は、常に都道府県教委の影響下にある。

これを、小中学校の設置者である市町村が条例で定めるように見直すべきである(都道府県教委に協議し同意を得ることも廃止すべき)。

- 文部科学省は、人事権や給与負担の市町村への移譲の問題と併せて議論しなければ結論が出せないとしているが、切り離して、上記の見直しをすることは可能ではないか。(現在でも、県の学級編制基準に上乗せして、市町村の負担で教職員を加配している場合がある。)

市町村への移譲の問題について結論を得ていなくても、県費負担教職員の制度を残したままで、上記の見直しができないか。

## 市町村立学校の教職員定数の決定方法の見直し（義務標準法第6条～第18条）

文部科学省

現状	都道府県ごとの、公立の小中学校等に置くべき <b>教職員の総数</b> は、法の算定式による数を標準として都道府県が規定。 (例)5学級の小学校には7人の教員(校長を含む。)を配置 等	
勧告の内容	義務標準法に基づき計算される教職員定数は、「 <b>教職員の総数</b> 」ではなく、「 <b>県費負担教職員</b> 」の総数であることを法文上明確化する必要。	
地方の要望	県費負担教職員の教職員定数及び学級編制に関する権限等は、都道府県から市町村に移譲すべき。	
府省回答の内容	<b>更なる検討必要</b>	
論点	所管府省の考え方	コメント
	①義務標準法の規定は、置くべき「教職員の総数」の標準を定めることとしているが、実際には、あくまでも「 <b>県費負担教職員</b> 」の数の標準を定めているに過ぎない。 (勧告の内容は現行制度上すでに措置されている。)	「すでに措置されている」との文部科学省の説明は、義務標準法の規定振りだけでは確認することができない。勧告の趣旨を法改正により明確にすべき。 <u>これにより、市町村の自主性・自立性の発揮につながる（独自に少人数学級に取り組む等）。</u>
	②教育環境整備法案や教育一括交付金(仮称)等の検討の中で教育条件整備全体の観点から検討を行う必要がある。	<u>現時点で勧告どおりの措置を行う旨を明確にしても、検討には支障がないのではないか。</u>

## 小中学校の教職員定数の決定方法の見直し

都道府県ごとの、公立の小中学校等に置くべき**教職員の総数は、法の算定式による数を標準として都道府県が規定。**

(法の算定式)

- 教頭及び教諭等 ○○学級の小学校は△△人を配置
- 養護教諭等、栄養教諭等、事務職員 などについても、算定方法を規定
- 算定の特例(加配) 等

(実際の教職員の総数)

国の標準(法の算定式) + 都道府県の加配 + 市町村の加配

← 県費負担教職員の数 →

← 教職員の総数 →

(勧告の内容)

標準法に基づき計算される教職員定数(法の算定式)は、「教職員の総数」の標準ではなく、「県費負担教職員の数」の標準であることを、法律上明らかにすべき

- 標準法の規定は、教職員の総数の標準を定めることとしているが、実際には、県費負担教職員の標準を定めている。

「県費負担教職員の標準」であることを法律上明らかにすることにより、市町村の自主性(自主的な加配等)を発揮しやすくするべきである。

## へき地手当の支給対象及び支給基準の条例への委任 (へき地教育振興法第5条の2第1項～第3項)

文部科学省

現状	へき地学校等の指定やへき地手当の額等については、国が基準を設定(へき地教育振興法に基づく省令で規定) (例)各要素(駅、診療所等)までの距離等に応じた点数に基づく指定基準(1級～5級) へき地手当の月額 は給料と扶養手当の合計額の100分の25を超えない範囲内 等	
勧告の内容	へき地学校等の指定基準や支給に係る基準は、各自治体の条例で定める(法律で条例に委任)。国が「参酌すべき基準」を定めることは許容。	
地方の要望	地域住民の生活実態や手当受給者の通勤実態などを反映させ、都道府県が実情に応じた調整ができるように改正すべき。	
府省回答の内容	引き続き検討(教育環境整備法案や教育一括法案(仮称)等の検討の中で、勧告の趣旨も十分に参酌した上で、学校教育における地方分権の推進に取り組む。)	
論点	<b>所管府省の考え方</b>	<b>コメント</b>
	①居住する地域に関わらず、一定水準の教育を受ける権利を保障するためには、国が統一的な基準を定めた上で手当を支給し、へき地においても優れた教員を確保する必要がある。	国としてへき地学校等の指定やへき地手当の額等について「参酌すべき基準」を示した上で、地方自治体が基準を条例で定めたとしても、教員の確保において具体的な支障は生じないはず。
	②へき地教育振興に係る補助金等の施策も当該指定基準を基に行われており、国として対象範囲を明確に規定することが必要。	補助金交付要綱等により交付されるものであるため、補助金等の対象範囲は要綱で適切に定めれば問題ないはず。
	③本年3月に基準を改正し、都道府県がより実情に応じた指定を行うことが可能となっており、現行制度上すでに措置されている。	現行制度は国が定める基準の枠組みの中でしか自治体が判断できないが、今後は各自治体が地域の実情に応じて条例で基準を定めるべき。



# 認定こども園の参酌すべき基準等の見直し

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項・第2項)

勧告と異なる見直し

文部科学省  
厚生労働省

現状	認定こども園の <b>入所者に関する基準は国が法令で定め、施設及び運営の基準は、都道府県が、国の定める基準を参酌して条例で定める</b> こととなっている。	
勧告の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>入所者に関する基準を都道府県の条例で定める</b>（法律で条例に委任）。</li> <li>・ 国は以下の基準を定めることを許容 <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定こども園の認定を受けた保育所が<b>受け入れられる子どもの数の考え方</b>・・・「<b>参酌すべき基準</b>」</li> <li>○入所者に関する上記以外の基準・・・「<b>従うべき基準</b>」</li> </ul> </li> <li>・ <b>国の定める「参酌すべき基準」の内容が詳細に過ぎるので、弾力化、大綱化すべき。</b></li> </ul>	
地方の要望	「認定こども園」の施設や職員配置の基準等は、幼稚園・保育所の基準を適用するのではなく、幼保一元化を図るための統一した標準的制度とし、基準を最低基準ではなく標準的なものとして法令の規定の枠組化を図る。	
府省回答の内容	<p>(条例委任について) ○文部科学省 … 今後検討 ○厚生労働省 … 条例に委任した上で入所者に関する基準は「従うべき基準」とする。</p> <p>(参酌基準について) <b>両省ともに弾力化・大綱化については具体的な見直しについて回答なし。</b></p>	
論点	所管府省の考え方	コメント
	<p>(条例委任について) ・入所者に関する基準は「従うべき基準」とする(厚労省)。</p> <p>(参酌基準について) ・認定こども園の「参酌すべき基準」は、幼稚園及び保育所の基準を基本としつつも、認定こども園への転換が困難とならないよう、一定の弾力的な取扱いを可能としている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(厚労省): <b>受け入れられる子どもの数は「参酌すべき基準」とすべき。</b></li> <li>・(文科省): <b>入所者に関する基準を条例委任した上で、受け入れられる子どもの数は「参酌すべき基準」とすべき。</b> (入所者に関する上記以外の基準は「従うべき基準」)</li> <li>・(両省ともに): <b>「参酌基準」という、地方の判断に委ねる制度なのだから、地方が自由に発想できるよう、内容の大綱化等を図るべき。</b></li> <li>・ <b>文部科学省と厚生労働省の間でよく調整し、勧告どおり見直しをお願いしたい。</b></li> </ul>

## 認定こども園の参酌基準の例について

※ 給食の外部搬入については、次のような詳細な「参酌すべき基準」が規定されている。

→ 給食を実施している幼稚園が認定こども園に参加する場合には、新たな基準。そもそも「参酌すべき基準」であり、大綱化すべき。

(文部科学省・厚生労働省告示) (抄)

七 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、次の1から5までに掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 1 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- 2 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 3 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- 4 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 5 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育・発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。